

「頑張る地方応援懇談会 in 青森」議事概要

1 日 時 平成19年2月18日(日) 13:30~15:00

2 場 所 「青森市文化会館」
青森県青森市堤町一丁目4番1号

3 出席者

【市町村長】

ささき	せいぞう	あおもり
佐々木	誠造	青森市長
こばやし	まこと	はちのへ
小林	真	八戸市長
なるみ	ひろみち	くろいし
鳴海	広道	黒石市長
そとかわ	みちお	ひらかわ
外川	三千雄	平川市長
こがわ	まさたか	よもぎた
古川	正隆	蓬田村長
もりうち	いさむ	そとがはま
森内	勇	外ヶ浜町長
おだぎり	ともたか	ふじさき
小田桐	智高	藤崎町長
おの	しゅんいつ	なかどまり
小野	俊逸	中泊町長
よこはま	つとむ	かざまうら
横浜	力	風間浦村長
くじ	ゆたか	さんのへ
久慈	豊	三戸町長

【総務省】

たにぐち	かずふみ	総務大臣政務官
谷口	和史	
こうの	さかえ	自治税務局長
河野	栄	
すえむね	てつろう	大臣官房企画課頑張る地方応援室長
末宗	徹郎	
まるやま	としお	自治行政局合併推進課長
丸山	淑夫	
ひらしま	あきひで	自治財政局地方債課長
平嶋	彰英	
なりた	ひろし	東北総合通信局情報通信部長
成田	洋	

4 次第

(1) あいさつ

- ① 谷口 和史 総務大臣政務官
- ② 佐々木 誠造 青森市長

(2) 総務省からの説明

- ① 頑張る地方応援プログラムについて
- ② 地方行財税制上の諸課題等について

(3) 意見交換

5 要 旨〔主な意見〕

(1) 市町村長

- ・ 総合計画等を作成し計画に基づいた事業を実施しているが、既にスタートしてしまっている計画についても交付税措置の対象となるのか。
- ・ 成果指標の算定に当たっては、条件不利地域など地域の実情に配慮するとのことであるが、具体的にどのような条件の時に配慮があるのか。
- ・ 一生懸命勉強して平均点が95点ぐらいのところの子供が1、2点上げるのは大変であるが、今これから勉強し始めて30点の子供が60点を取ることはわりと簡単である。成果指標の評価については、これまで努力してきている市町村への配慮をお願いしたい。
- ・ 業務の民間委託、人員削減、給与カットなどの義務的経費の圧縮に取り組み業務の徹底的な見直しを行ってきており、今後更に削減してく予定である。しかし、昨今の国庫補助金等のカットによる影響により再建計画が狂い、借金が多いことから、合併が出来ていない。このことについて総務省としてどう考えるか。
- ・ 地方交付税における支援措置について、プロジェクトに取り組むための経費について3千万円の措置がなされるとのことだが、積算の根拠如何。また、成果指標を基に交付税措置がなされるとのことだが、何処まで措置されるのか明確にされたい。
- ・ 合併することのメリットは、地方交付税が削減されないことや合併特例債が使えることだと認識していたが、合併しても地方交付税が削減されている。合併特例債についても、合併したら実質公債費比率が18.1%と高くなったので、使えないのではと危惧している。使えるようにしてほしい。
- ・ 中山間地域は農業が衰退し、高齢者はもちろん若い人の住める場所がないのが現状である。頑張る地方応援プログラムを活用し、農業の活性を図りたい。
- ・ 今までの交付税措置の推移から、交付税が約束したとおり本当に措置されてきたのか疑問を持っている。今回の地方交付税による支援措置も良いが、むしろ補助金制度にならないものか。
- ・ 財政的に厳しいところ同士で合併したことから、特別交付税に頼らざるを得ない。このままでは何時予算が組めなくなるか心配だ。
- ・ 現在、地域資源に付加価値をつけるために色々な取組を行っており、このように現在進めているものでも頑張る応援プログラムの対象とされるならば助かる。
- ・ 自治体病院経営について、不良債務の解消、建物の起債の償還が重くのしかかっており、そういった自治体同士では、合併が出来にくい状況である。償還の利子の軽減措置だけでは足りない状況だ。
- ・ 交付税の交付額は、毎年減ってきている。交付税措置となれば、ちゃんと色がついているのかも分からない。頑張る地方応援プログラムの財政措置については、地

方交付税によってではなく、補助金にならないものか。

- ・十数年来行われている観光事業への支援について、小さなお金だが捻出が出来ない。頑張る応援プログラムに係る財政措置について、県にその財源を移譲した方が使いやすくなるのではないか。
- ・新型交付税は、マイナスサムゲームではないかとの疑念を持っていたが、そのとおりだった。5万から10万人規模の市町村は確実に交付税は減っていくことになるのではないか。

(2) 総務省

- ・条件不利地域の市町村に対しては、しっかり対処していきたい。また、過去の頑張りについてもきちんと対応ができるようにしたい。
- ・地方税と交付税その他を合わせた所要の財源について、地方団体の安定的な財政運営に支障がでないよう確保してまいりたい。
- ・頑張る地方応援プログラムによる措置については、出来るだけ市町村の自主性を尊重していきたいと考えており、既に取り組みは始めているものも対象にしたいが、頑張る応援プログラムに改めて位置づけをしてほしい。
- ・18年度において、行革努力をしたところは交付税措置（行政改革インセンティブ算定）がなされており、今回も引き続きこれらを取り込む。行政改革インセンティブ算定1、150億円中、条件不利地域分は150億円であり、引き続き何らかの形でしっかり対策をしていきたい。
- ・交付税措置予定の3千万円の算出根拠は、昨年自治体の取組事例を調査し設定したものである。一律に3千万円の措置であることから、小規模団体、条件不利地域への一定の配慮につながると考えている。
- ・成果指標を基にした算定方法について、行革指標分はかなりのウェイトとなるが、農業産出額等それ以外の指標については、懇談会における議論を踏まえ検討したい。
- ・実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行することとはなるが、起債が出来ないということではない。公債費負担適正化計画を策定してもらえれば起債は可能である。なお、25%を超えた場合にいわゆる起債制限団体となる。
- ・補償金無しの繰り上げ償還を3年間で5兆円実施するが、これによる補償金免除相当額は、8千億円にのぼることから、相当の一般財源が浮くことになると考えている。
- ・これからの分権で、地方の役割の中心となるのは、住民と直に接している市町村であるが、そのためにも行財政基盤の充実が必要であり、そのための体制整備として合併を進めていくことが必要だ。
- ・全国的にも合併が完了した形ではない。合併新法は残すところあと3年であり、住民の生活圏にマッチした行政主体となるために合併を進めてほしい。

- ・ 合併団体は究極の行革を行っている団体であるので、合併をしていない団体よりも有利な条件で補償金なしの繰り上げ償還が活用できる仕組みとなっており、新法で今後合併される市町村も対象としていきたい。
- ・ 市町村財政事情その他特殊事情については、実際の細かい算定もある程度都道府県担当課にお願いしているところであり、そういった中で県との意思疎通を図り連携を取っていきたい。
- ・ 市町村営の病院経営においては、医師不足等色々複雑で難しいが、財政措置は相当手厚くしており、様々な機会を捉え相談いただきたい。
- ・ 今回の応援プログラムについて、地域資源を活かしたり、付加価値を付けるなどの取り組みを考えられていると伺ったが、そういったものを活かしていけるよう制度設計を行いたい。
- ・ 今回の応援プログラムの特色は、交付税の措置だけではなく、例えばバイオマスタウンなど各省庁とも連携をとりながら補助金でも配慮することにある。
- ・ 行政改革に取り組んでも取り組んでも、なかなか先が見えないとのお話は、全国何処でも都市部を除くと伺う話であり、本日も厳しい状況を教えて貰ったが今後を活かしていきたい。
- ・ 新型交付税の導入による大きな変動はあるとは考えていないが、一方で総額が減っていることも事実であり御理解願う。基本的には、税収が伸びているところの地方交付税が減るのであって、税収が伸びていないところの地方交付税がそう減ることはないと考えている。
- ・ 合併は、広くなった地域の人材と地域の資源を集め、世間にPRし、地域を活性化する大きなきっかけとなるもの。総務省としてもこれらの取り組みを広く紹介していくので、合併後の新しいまちづくりの参考としていただきたい。
- ・ 繰り上げ償還については、合併が総務大臣告示されていれば、合併前であっても出来る仕組みとなっているので活用願いたい。

(以上)